

一般社団法人兵庫県言語聴覚士会賛助会員について

I. 当法人定款より、賛助会員に関係する部分を抜粋いたしました。

1. 一般社団法人兵庫県言語聴覚士会定款

目的（第2章 第3条）

本会は、兵庫県において言語聴覚士の知識・技能の向上を図り、専門職として、県民に対し社会的責務を果たし、もって言語・聴覚・摂食嚥下・コミュニケーション等の能力に障害がある人の保健・医療・福祉・教育の充実と、生活の質の向上に寄与すると共に、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

会員（第3章 第5条）

本会に次の会員を置く。

（3）賛助会員 本会の目的に賛同する個人又は団体

II. 当法人会費（会員及び会費に関する規程より、賛助会員に関係する部分を抜粋いたしました。

会員の種類（会員規程第2条）

本会の会員は、次の各号のとおりとする。（会員規程第2条）

（3）賛助会員 本会の目的に賛同する個人又は団体

正会員以外の権限（会員規程第3条）

定款第5条に定められた会員について正会員以外の会員については以下の通りとする。

（2）賛助会員

①社員総会における議決権は有しない。また理事、監事他の役職に就くことはできない。

②各部局、委員会の部員、委員等に就くこともできない。

③研修会等の参加費は別途定める。

④2口以上の会費を納めた団体は、本会会報誌に広告の掲載及び本会HPにバナーを貼ることができる。

年会費（会員規程第4条）

1 正会員は本会に入会するときに、年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じ、次の各号のとおりとする。

（1）正会員 5,000円

（2）購読会員 5,000円

（3）賛助会員 5,000円（1口）

（4）名誉会員 免除

会費等の納入（会員規程第5条）

1 本会に入会した会員は、速やかにその事業年度の会費を本会所定の方法

により納入しなければならない。

- 2 本会の会員は、次年度分の会費として3月末日までに本会所定の方法により納入しなければならない。

Ⅲ. 賛助会員の特典

1. 会報(年3回)をお届けします。
2. 本法人主催の研修会に参加いただけます。
個人 正会員と同様の資格で参加いただけます。
団体 正会員と同様の資格で参加いただけます。
3. 本法人共催の研修会に参加いただけます。
個人 正会員と同様の資格で参加いただけます。
団体 その都度検討させていただきます。
上記1、2共に事前申し込みのみ適用させていただきます。(当日参加は非会員と同様の扱いとなります)
4. 2口以上会費を納めた団体
 - ①本法人発行の会報(年3回)に広告を掲載することができます。

1) A4 横長1/4サイズ	無料
2) A4 1/3サイズ	3,000円
3) A4 1/2サイズ	5,000円
4) A4 1ページ	10,000円
 - ②本法人のHPにバナーを貼ることができます。

年間	5,000円
----	--------
 - ③本法人主催のブロック研修会でビラ、試供品の配布をすることができます。

商品等の説明をする場合	3,000円
配布のみ(受付におくのみ)	無料
 - ④本法人主催の研修会、学術集会で企業展示を実施した場合、割引価格で展示を行うことができます。

出展料：机1台(90×180を目安)につき	
賛助会員	3,000円
会員外	10,000円

(参考)

大阪府言語聴覚士会

Ⅱ. 賛助会員の特典について

- ・ 勉強会に参加していただけます
 - ・ 会報（府士会ニュース/年4回発行）をお届けします

 - ・ 勉強会等で企業ブース等を出す時には優先的にご案内し、出展料の割引をします。
出展料賛助会員：5000円（会員外：10000円）
 - ・ 勉強会開始前に商品説明の時間を設ける場合は賛助会員のみしていただけます。

 - ・ 府士会ニュース用広告を会員価格で出していただけます。（発行部数は現在約700部です）
- ※広告はすべて年間契約になりました。年4回毎号載ります。内容はその都度変更可能です。
- ※以下は年間契約の値段です。
- 1/6ページ賛助会員2万円（会員外4万円）
 - 1/3ページ賛助会員4万円（会員外8万円）
 - 1/2ページ賛助会員8万円（会員外16万円）
 - 1 ページ賛助会員10万円（会員外20万円）

お問い合わせ：一般社団法人大阪府言語聴覚士会事務局 oosakastjimu@yahoo.co.jp

広告の申込み：一般社団法人大阪府言語聴覚士会広報部 st_kouhou@yahoo.co.jp